

鳥取県告示第779号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|--------------------------|----------|-------------|
| 西伯郡大山町 | 平成22年度から平成24年度まで | 大山町（赤松の一部〔103〕）の地籍図及び地籍簿 | 大山町赤松の一部 | 平成24年11月26日 |
| 〃 | 〃 | 大山町（赤松の一部〔104〕）の地籍図及び地籍簿 | 〃 | 〃 |